

第1回静岡市環境影響評価審査会中央新幹線部会議事録

【日時】令和8年8月31日（月）17:00～18:30

【場所】静岡市役所新館8階市長公室（葵区追手町5番1号）

【出席者】＜静岡市環境影響評価審査会中央新幹線部会＞

鵜飼委員、宗林委員、大東委員、長谷川委員（Web）、増澤委員、安田委員

＜事業者＞（東海旅客鉄道株式会社）

後藤理事、小金副所長、村中環境保全事務所（静岡）所長、太田垣担当課長、
小野寺副長、中島副長、萩原係長、稲見主任、柳澤主席

＜静岡市＞（事務局：環境共生課）

難波市長、大村環境局長、佐藤森林経営統括監、浪越環境局次長、
織部環境政策監

（環境共生課）興津課長、南條担当課長、中村課長補佐、高松係長、
海老原主査、若林主任主事、小林主事

（総合政策課）大村課長、古屋係長

（森林経営管理課）小山担当課長、岩崎主幹兼係長

（土地政策課）大石課長、松井主幹兼係長

【議題】（1）静岡市のモニタリング体制について（資料1）

（2）JR東海の工事ステップとモニタリング項目について（資料2）

（3）藤島発生土置き場における浸透流解析の結果について（資料3、4）

（4）高速長尺先進ボーリングの進捗状況について（資料5）

【報告】（1）南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会について（資料6）

（2）「（仮称）静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について
（資料7）

【内容】

（1 開会）

難波市長挨拶：皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。
4月にこれまで全部で26回開催した「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」が一区切りとなり、ここからは新しく、静岡市環境影響評価審査会の中での取り組みとして、この中央新幹線部会を実施することになりました。これまで協議会にご出席いただき、ずっとご指導いただきました委員の先生方には感謝申し上げます。そして、今回から、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の鵜飼先生に新しく委員に加わっていただきました。よろしくお願いいたします。これまでは、協議会において環境影響評価の事後調査報告書を検討していくという段階でしたが、いよいよこれから工事もうずれ始まると思います。この工事は、お

そらく長くかかると思われますので、本審査会・部会の取り組みも継続的に長く続くことになると思います。委員の先生方には引き続きご指導よろしくお願い申し上げます。

事務局：次第に沿って議事を進める前に、本日は第1回目の中央新幹線部会となりますので、部会の委員にご就任いただいた皆様をお手元の出席者名簿の順に従いまして、事務局からご紹介いたします。静岡大学学術院農学領域教授、今泉文寿様。本日は所用によりご欠席です。静岡県立農林環境専門職大学短期大学部准教授、鵜飼一博様。静岡大学グリーン科学技術研究所准教授、宗林留美様。大東地盤環境研究所所長、大東憲二様。山岳地理学研究所、長谷川裕彦様。静岡大学防災総合センター客員教授、増澤武弘様。東京電機大学名誉教授、安田進様。本日は所用により20分程度遅れてご出席されます。委員の委嘱期間は、本日8月31日から令和9年8月23日までとなっております。部会委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに定足数でございますが、本日は委員7名のうち、今泉委員がご都合によりご欠席、他6名の委員にご出席いただいております。静岡市環境影響評価条例施行規則第55条第2項及び第58条に規定する定足数を満たし、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

（2 部会長の選任）

事務局：それでは、次第に従いまして、部会長の選任に入ります。静岡市環境影響評価条例施行規則第54条第1項及び第58条の規定により、部会長の選任は部会委員の皆様の互選となっております。事務局といたしましては、どなたかに部会長の推薦をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

宗林委員：はい。

事務局：宗林委員、お願いします。

宗林委員：環境影響評価審査会の会長であり、中央新幹線の建設工事が行われる南アルプスの植物にも見識の高い、増澤委員を推薦いたします。

事務局：宗林委員から増澤委員のご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

委員一同：（異議なしの声）

事務局：ありがとうございます。それでは、増澤委員に部会長をお願いさせていただきます。よろしくお願いします。ここで、増澤部会長から一言ご挨拶をいただければと思います。よ

ろしくお願いいたします。

増澤部会長：このリニアの関係につきましては、以前の協議会で随分長く色々な協議をしてまいりました。スタート時のことを考えますと、様々な問題が山積みになっていた中で、協議会ではある程度静岡市として協議すべき得意な部分に絞って、相当深く議論を重ねてまいりました。その結果、今年度には「工事を開始しても問題ない」ということになっています。そして、次はやはり環境影響評価が重要になります。これがしっかりと行われていくかどうかを、どこかでしっかりチェックしなければなりません。それに関しては、国の段階、県の段階、市の段階と何段階かありますが、この市の段階においては、本日から新しく鵜飼先生にも加わっていただき、始めてまいります。現場のことがよく分かっている専門家が集まっています。当時、県の委員会でもよく使われた言葉の中に「順応的管理」というものがあります。これは非常に多くの要素を含んだ言葉です。この順応的管理に関して、私たちはしっかりとチェックを行っていかねばなりません。先ほど市長からのご挨拶にもありました通り、私たちは非常に長い期間、緊張感を持って審査を行っていくフェーズに入りました。これからは長期にわたる取り組みになると思いますが、委員の先生方、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。Web 参加の長谷川先生も、よろしくお願い申し上げます。

事務局：増澤部会長、ありがとうございました。続きまして、静岡市環境影響評価条例施行規則第 54 条第 4 項及び第 58 条の規定に基づき、部会長不在時の職務代理者を増澤部会長からご指名いただければと思います。増澤部会長、いかがでしょうか。

増澤部会長：はい。安田委員が適任であるため、安田委員にお願いしたいと思っております。本日は、遅れて出席される予定ですので、安田委員が到着されましたら、事務局から確認を行っていただき、最終的に決定する形でよろしいでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

事務局：承知いたしました。それでは、会の最後に安田委員に確認をさせていただきます。

ここからの議事の進行につきましては、静岡市環境影響評価条例施行規則第 54 条第 3 項及び第 58 条の規定に基づき、増澤部会長にお願いいたします。増澤部会長、よろしくお願い申し上げます。

（3 議事）

増澤部会長：はい。それでは次第にありますように、本日は次第 3. 議事として 4 つの項目がございます。これらを円滑に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。それではまず、議事（1）「静岡市のモニタリング体制について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（織部環境政策監）：環境政策監の織部でございます。資料１の１ページ目をご覧ください。静岡市では、2015 年 1 月に「静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会」を設置し、これまで 26 回にわたり熱心に協議を行っていただきました。最終回となる第 26 回目の協議会を本年 4 月 21 日に開催し、そこで、ＪＲ東海が実施する環境保全措置及びモニタリング計画等を了承したところでございます。今後につきましては、環境影響評価書において不確実性があると考えられた影響予測および環境保全措置の効果を検証していく段階となります。これを専門家等の知見を得て実施するために、静岡市環境影響評価条例に部会を設置する規定を設けるための条例改正を、この 6 月市議会で行い、議決を得たところでございます。これに伴い、本日付けで、中央新幹線部会を設置するに至りました。

この中央新幹線部会の役割は、大きく分けて 2 つございます。1 つ目は、ＪＲ東海が実施する順応的管理に基づくモニタリングの結果の比較・評価、影響の分析・評価、環境保全措置の変更に対する評価です。2 つ目は、事後調査報告書に対する評価および静岡市長としての意見形成のための協議でございます。これらの評価・協議結果につきましては、本体である「静岡市環境影響評価審査会」に定期的に報告するとともに、市長意見案を提示し、市長意見案の確定を行いたいと思います。

2 ページ目のモニタリング体制の全体像をご覧ください。オレンジ色で示している箇所、ＪＲ東海が順応的管理に基づく環境保全措置を実施いたします。事前の影響予測想定と施工開始後のモニタリング結果との比較・評価を行い、それに基づいて施工計画や環境保全措置の実施計画の見直しを行います。その見直しや評価の結果につきまして、この中央新幹線部会に報告をいただき、部会において協議・評価を行ってまいります。その結果につきましては、静岡県が設置している「静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会」へ報告を行うとともに、地域関係者および市民の皆様に対しても情報提供を行っていきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

増澤部会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

大東委員：2 ページのモニタリング体制の全体像の中で、市の部会から評価結果を県に報告し、そこから地域関係者に伝わるというフローになっています。市の部会から市の審査会を経由して、直接市民の方に対して伝えるというルートは設けられていないのでしょうか。

事務局（織部環境政策監）：それについては、当然行いたいと考えております。このフロー図では県を経由して地域関係者に報告ということで書いておりますが、地域関係者の中でも市民の皆様に対しては、審査会・部会から、直接報告・提供したいと思います。

大東委員：その形がフローで見えるように示した方が良いと思いました。

増澤部会長：この図を見る限り、確かに直接のルートがありません。

事務局（織部環境政策監）：ご指摘の通りですので、分かるように修正したいと思います。

増澤部会長：ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次の議事に移ります。議事（２）「ＪＲ東海の工事ステップとモニタリング項目について」、ＪＲ東海から説明をお願いします。

ＪＲ東海：ＪＲ東海環境保全統括部の萩原と申します。よろしくお願いいたします。お手元の資料２およびＡ３判の参考資料をご参照いただきながらご説明いたします。まず、静岡工区の工事概要について説明します。資料２の１ページ目左側をご覧ください。静岡県内における中央新幹線計画路線は、全長約１０．７kmであり、このうち静岡工区として約８．９kmとなっております。資料右側ですが、千石非常口および西俣非常口から斜坑を掘削し、その後、先進坑を掘進し、続いて本坑を施工してまいります。また、発生したトンネル湧水を大井川に戻すための導水路トンネルを、榎島ヤードより構築し、榎島ヤードから大井川へ放流する計画となっております。

２ページです。発生土置き場の位置と主な施工ヤードの状況についてご説明いたします。発生土置き場は、南側から、荊石、中ノ宿３、中ノ宿２、藤島、イタドリ、ツバクロの６箇所を計画しております。各種環境調査などを順次進めながら、工事を進めてまいります。右側のヤードの状況図を見ていただきますと、各ヤードにつきましては順次、伐採工事を進めている段階となっております。

３ページです。ヤードと発生土置き場の施工ステップについて簡単にご説明します。工事施工ヤードの施工ステップにつきましては、記載の通り、①ヤード造成、②トンネル設備の設置、③坑口付けの順番で工事を進めます。①ヤード造成は、伐採、用地造成等の行為を千石Ａ、千石Ｂ、千石沢の各ヤードにおいて実施しております。②トンネル設備の設置につきましては、主に濁水処理設備の設置等を行っていきます。西俣、千石宿ヤード、榎島、車屋沢ヤードなどの各ヤードで設置していきます。③坑口付けを経て、これ以降がトンネルの掘削という段階になります。

発生土置き場の施工ステップにつきましても、①準備工、②地下排水工・地盤改良工、③盛土造成工の順番に施工を行います。発生土置き場の造成に当たっては、現地状況等に応じて施工箇所に優先順位をつけた上で、トンネル掘削開始に合わせて、順次、発生土の受け入れが可能な状態に施工を進めてまいります。

４ページです。掘削開始以降の施工ステップを、イラストを用いてご説明します。４ページの左側「ステップ１（掘削開始時）」でございしますが、各ヤードから、斜坑や導水路トンネルを掘削してまいります。これらはすべて同時に掘削するわけではなく、現地の状況に応

じ、準備が完了したヤードから、順次掘削を開始してまいります。右側の「ステップ2」では、千石斜坑の掘削が完了した後に、本坑トンネルに先立って、名古屋方および品川方に向けてピンク色で示しております「先進坑」を掘削してまいります。その後、赤色で示しております本坑の掘削を始めます。

5 ページです。「ステップ3」では、西俣斜坑の掘削完了後、ステップ2と同様に、名古屋方および品川方に向けて先進坑を掘削し、続いて本坑の掘削を進めます。山梨県側、長野県側の工事進捗とも調整を行いながら、最終的に「ステップ4」で先進坑・本坑のトンネル掘削が完了する、というステップで施工を進めていく計画です。

6 ページです。南アルプスの環境保全に向けた取り組みとして、モニタリングについて説明します。下段の表の通り、モニタリング等の調査時期・頻度につきましては、「着手前」、「工事中」、「工事完了後」の3つに分かれております。これらは施工ステップの変化に伴い、モニタリング項目や調査頻度が次のステータスに変化していくものとなります。モニタリング項目が工事中のステータスに移行するタイミングは、大きくステップ①、①－1、②、③に分けることができます。現在はステップ①の段階であり、7項目についてモニタリングを実施しております。次に、宿舍が稼働し始めますとステップ①－1に移行し、生活排水等の調査項目が2項目追加されます。さらに、トンネル掘削開始以降、ステップ②では、トンネル湧水関係で143項目が追加されます。さらに、発生土置き場の造成開始以降は、ステップ③で、26項目を工事中の頻度でモニタリングを行っていきます。発生土置き場については場所ごとに造成開始のタイミングが大きく異なるため、発生土置き場ごとに工事中の取り扱いとしていきます。

具体的な項目については、7ページ目の表に整理しております。A3 判の参考資料は事後調査報告書の別冊となっており、各モニタリングのステップに応じて開始するモニタリング項目をまとめています。①は現在モニタリングを行っており、用地造成や伐採が開始されていることに伴い、河川水質、猛禽類調査、建設発生土・産廃の発生量、温室効果ガス排出量等の項目です。①－1の段階では、宿舍の稼働以降になりますが、生活排水関係の項目が追加されます。ステップ②トンネル掘削開始以降では、主にトンネル湧水の量・流出、降雨量、工事用車両・建設機械の大气・騒音・振動などの項目についてモニタリングを実施します。最後のステップ③発生土置き場造成開始以降では、主には発生土置き場周辺の放流箇所下流地点の河川の流量や水質等のモニタリングを実施してまいります。J R東海からの説明は以上です。

増澤部会長：ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。では、私からまず質問をさせていただきます。資料2の3ページに「坑口付け」とありますが、これは具体的にどのような工事を行うのでしょうか。

J R東海：坑口付けについてご説明いたします。例えば、トンネルの掘削を開始する西俣ヤ

ードで、西俣斜坑を掘削する際、山をそのまま掘削し始めますと表土等が崩れます。そのため、表土を取って切り出しを行うか、あるいは手前に押さえ盛土を施します。安定させた状態を造り、安全にトンネル本体の掘削を開始できるように準備を整える工事のことを指しております。

増澤部会長：坑口の枠を造るだけの工事ではない、ということですね。

J R東海：押さえ盛土を行う場合は枠に近い形にはなりますが、基本的には、そこから掘削をスタートできる状態まで整える工事です。

増澤部会長：分かりました。もう1つ確認です。西俣斜坑を掘り始めると、当然そこからトンネル発生土が出てきますよね。この発生土は、本来であれば完成した工事用道路トンネルを通して速やかに搬出する計画だと思います。しかし、まだトンネルが完成していない掘削開始初期の段階において、出てきた発生土はどうするのでしょうか。西俣ヤードに一時的に置きっぱなしにするのでしょうか。

J R東海：その点につきましては、管理用道路を活用させていただくことを考えております。しかし、道路状況を踏まえて、工事用輸送トンネルを施工するというものですので、我々としては、速やかに西俣・千石ヤード間を繋ぐ工事用道路トンネルを構築していく計画としております。

増澤部会長：そうですね。工事用道路トンネルを早く造らないと、当分の間はあの通りによく川沿いの道を、しばらく使うということですね。

J R東海：はい。資材運搬で使わざるを得ない状況はあると思いますが、作業員の安全性を含め、速やかに工事用道路トンネルの構築に努めてまいります。

宗林委員：別紙参考資料の内容について、今このタイミングで質問させていただいてもよろしいでしょうか。それとも、後ほどの方がよろしいでしょうか。

増澤部会長：今で結構ですよ。どうぞ。

宗林委員：ありがとうございます。資料2別紙の1ページ目、ステップ②（トンネル掘削開始以降）の通し番号4に「水環境－水質－トンネル湧水の pH、SS」について、常時測定を行うとあります。この SS は光学計で測定されますか。それとも、重量法による測定ですか。

J R東海：ご質問ありがとうございます。ここに記載しております常時測定につきましては、イメージとしては濁水処理設備における、処理後の事後計測を主にイメージしております。具体的な計測方法につきましては、今この場ですぐにお答えができませんので、確認をさせていただいた上で、事務局を通して詳細を回答させていただきますが、設備側の方で計測するものです。

宗林委員：なぜその点を確認したかと言いますと、SS の測定が何項目か出てきます。頻度が色々あるので、方法を統一するのか、あるいは頻度に応じて方法を変えるのかが気になりました。

J R東海：SS は河川やトンネル湧水を含め、何箇所かで測定を行います。河川も含みますので、河川は重量法をイメージして記載しております。頻度というよりも、場所と機械に付けているのか汲んでやるのかという手法によって分かれていて、それによって頻度が定まっています。目的の頻度を常時でやった方が良いということで常時のものもありますし、設置することが困難な場所もありますので、組み合わせて頻度を決定しております。

宗林委員：ありがとうございます。

大東委員：4・5ページの施工ステップのイラストについて質問です。西俣側からの斜坑の掘削工事では、下り勾配で掘り進めていくことになりますね。湧水が発生した場合には、ポンプアップしなければならないということだと思います。それ以外の千石斜坑や導水路トンネルなどは、上り勾配という認識でよろしいでしょうか。

J R東海：まず導水路トンネルにつきましては、樫島に向かって自然流下で流れていきます。一方、千石斜坑につきましても、西俣斜坑と同様に、ポンプアップして排水します。

大東委員：国交省の会議のときにも議論になったと思いますが、排水できるようにしておかないと水没してしまいますので、そういった点についてお示しいただけると良いと思います。

J R東海：はい。作業上の安全も含め、水没を防いでいきます。施工完了後の釜場でのポンプアップもそうですが、より留意しながら工事を進めていきたいと思っています。

増澤部会長：私からもう1点確認です。資料2の7ページに、ステップ①ヤード整備開始とあります。ヤード整備開始ですから、多くの作業員が現地に入り、作業を行うはずですが、しかし、表の中では（宿舎稼働前）というカッコ書きがなされています。すでに多くの作業員

が現地で働いているのにも関わらず、宿舎稼働前とされているのはどういうことでしょうか。

J R東海：ご質問ありがとうございます。確かにヤードの箇所も多く、ヤード整備に非常に人手がかかるイメージですが、これまでに西俣ヤードや榎島ヤードは、2月に静岡県と締結した準備工事の協定の中で整備を進めてきております。ヤードの整備開始と宿舎に人が入って宿舎が稼働するタイミングには、少しズレがあります。現在は、まだ宿舎が稼働していないタイミングです。ヤードの整備に合わせて、ヤードを整備する場所では、ステップ①のモニタリングが開始されています。宿舎はまだ動いていませんので、宿舎が稼働し始めると生活排水の項目についてあわせて調査を行っていくことになります。

増澤部会長：ヤード整備開始時に働く方の宿舎はどこになるのでしょうか。榎島ですか。

J R東海：今の段階では、榎島のロッヂを借りています。

増澤部会長：分かりました。そのほかいかがでしょうか。

それでは、議事の（３）「藤島発生土置き場における浸透流解析の結果について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（高松係長）：資料３をご覧ください。藤島発生土置き場における地盤改良の影響について、2月の協議会で委員から意見がありましたので、対応についてJ R東海から報告をしてもらいます。

まず、概要を説明させていただきますので、1ページをお願いします。今年2月に開催した第25回静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、J R東海から要対策土のうち、オンサイト処理ができない酸性土について、藤島発生土置き場に盛土するという説明がありました。盛土が計画されている藤島発生土置き場には既設盛土があるため、その上に要対策土を盛土する計画です。既設盛土を含めた、盛土全体の安定性の確保のため、既設盛土に地盤改良を行う計画とされています。下の図の既設盛土と記載されている部分に、赤い棒で示されている、柱状改良を実施し、安定性を確保するということです。

2ページです。これに対し、委員からご意見がありました。「今回、盛土を行う下の部分に既設盛土がある。安定性確保のために、既設盛土に柱状改良でセメントの柱を設ける計画は良いと思う。」「背後に高い山があるので、そちらから浸透してきた水が既設盛土の内部を通り流れる。柱状改良することにより、水の流れを阻害することになると思うが、その影響がどうなのか気になる。」ということで、「柱状改良することによりどれだけ水の流れを阻害するかということ、例えば3次元解析などで、いずれやっていただければよいと思う。」とのご意見でした。また、ツバクロの議論の時と同様に、「盛土材の強度を表す定数である

物性値（ c 、 ϕ ）は仮定であるため、実際にズリが出てきた際にきちんと試験し、実際の盛土の物性値で安定性を検討してほしい」とのご意見もありました。

それでは、これへの対応について、ＪＲ東海から説明をお願いします。

ＪＲ東海：ＪＲ東海の小野寺でございます。資料４「藤島発生土置き場の浸透流解析結果の報告」についてご説明いたします。

２ページは本日の説明の概要です。藤島発生土置き場の既設盛土の地盤改良について、令和８年２月２７日開催の第２５回静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会において、安田先生より、柱状改良することによって、どれだけ水の流れを阻害するかといったことを、例えば３次元解析などでいずれやっただけるとよい、というご意見をいただきました。このご意見を受け、当社としましては、地下水の流れへの影響を３次元浸透流解析により確認することとし、解析作業については本年４月より実施してきました。この度、解析が完了いたしましたので、その結果について、解析の方法を含めて報告いたします。

３ページは藤島発生土置き場の概要です。藤島発生土置き場は、約１.７haの面積に、約９万 m^3 の盛土（設計上は要対策土：約６万 m^3 、覆土：約３万 m^3 ）を造成する計画です。要対策土（酸性土）を置くにあたっては、水を通さない二重遮水シートで囲い、そのシート表面は通常土で覆うことで、シートの劣化や要対策土の流出防止を図る計画としています。なお、複数のボーリング調査の結果、既設盛土の一部に柔らかい地質が見つっています。盛土の安定性を確保するため、既設盛土に対し地盤改良を実施する計画とし、下にお示ししている断面図のとおり、地下水の流れを阻害しないように、柱状に改良する計画としています。

４ページからは、３次元浸透流解析の方法について、２ページにわたりご説明します。まず、いくつかある地層断面のうち、既設盛土の上部にシルト質の埋土が存在する地層断面を３次元でモデル化します。その上で、まず地盤改良体を考慮しないプレーンな浸透流解析において、盛土規制法に基づく安定計算に用いる設定水位面（以降「設定水位」という）を再現するために、透水係数ならびに固定水頭といったパラメータを同定しました。パラメータの同定については、後ほど詳細にご説明します。ここまでで解析の準備が整いますので、このモデルに水を通さない地盤改良体を追加で考慮し、浸透流の解析を実施するものです。

５ページは、パラメータの同定についてです。設定水位を再現するために、パラメータの同定を行っていますが、主として２つ変更しました。１つ目は、難透水層である図面右側の地山に存在する粘板岩の透水係数を、水を通しやすい側に変更しました（ $1.0 \times 10^{-10} \text{m/sec} \Rightarrow 7.0 \times 10^{-3} \text{m/sec}$ ）。２つ目は、左側の河川側の固定水頭を、既設盛土ののり尻から約３.５ｍ低い位置に変更いたしました（ $1029.34 \text{m} \Rightarrow 1025.84 \text{m}$ ）。これらによって、プレーンな浸透流解析において、設定水位を概ね再現することができましたので、この先、地盤改良を考慮した上で浸透流解析を実施しました。

６ページは、３次元浸透流解析の結果です。解析後の水位線を図中に濃い青色で示しています。赤枠線で示すシルト質埋土付近において、水色線の設定水位に比べ、約４.４ｍ水位が

上昇するという解析結果が得られました。

7 ページです。水位上昇の要因と考えられる既設盛土内のシルト質の埋土の分布状況についてお示しします。今回検討に用いた地層断面は、右上に赤色破線で示しておりますが、ほかに示す断面にもあるとおり、シルト質埋土はもっと低い位置に存在していたり、確認されなかったりと、既存の地質調査の結果によると、一様に分布していないということです。したがって、前述したほどに、地下水位が上昇することは現時点では想定されないと考えていますが、今後実施予定の盛土内の調査等を通じて、より詳細にシルト質埋土の分布状況を把握してまいります。

8 ページです。最後にまとめです。柱状改良を踏まえた3次元浸透流解析の結果、シルト質埋土付近で地下水位が上昇する可能性があることが分かりました。水位上昇の要因と考えられる既設盛土内のシルト質の埋土については、その分布状況を、既存の調査結果や、今後実施を予定している調査を通じて把握していきます。また将来的にトンネル掘削土の物性値が確認できた時点において、盛土の安定性の検討を再確認することを予定しており、その際シルト質の埋土の状況等を必要に応じて考慮したいと考えています。なお、工事中および工事完了後において、観測井戸により地下水位をモニタリングし、地下水位が上昇した場合、必要により水抜きボーリング等の対策を実施します。報告については以上です。

増澤部会長：ありがとうございました。ただいまの事務局およびJ R東海の説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。安田委員どうぞ。

安田委員：安田でございます。遅れてきて大変申し訳ありませんでした。解析の結果はこれで良いと考えます。最後のところについて、注文をさせていただきたいと思います。

まず、話が複雑になりますので、整理したいと思います。既設の盛土の中に現在どのように地下水が存在しているのか、そして、発生土を置いた場合に、既設盛土内の地下水の流れがどうなるのかという問題は、非常に難しいものです。発生土は、二重遮水シートで完全に覆われますので、水が入ってこないことになります。しかし、この既設盛土の中にどこから水が侵入してくるかという、1つは既設の盛土ののり面、そしてもう1つは、背後に粘板岩の山がありますが、非常に高く、降った雨水は、粘板岩といえども、割れ目に浸透してきます。既設の盛土の山側（右側）の崖錐堆積物との境界付近から、水平方向に地下水が入ってくる可能性が考えられます。

それでは、盛土の中に入ってきた水がどうなるのかですが、新しい盛土でしたら、下に暗渠排水管をあらかじめ入れておくのと良いのですが、既設盛土ではそれができません。8 ページのまとめに記載されている通り、施工中および施工後に、地下水位を観測していただいただけると良いと私も考えています。その場合に、どこで観測すべきかという位置ですが、発生土を置く関係上、現在の既設盛土の一番上（天端）に置くことはできません。そのため、設置するとしたら既設盛土ののり肩辺りに設置することになると思います。その場合に注

意していただきたい点があります。既設盛土の下には砂礫、河床堆積物が存在しています。この河床堆積物は、大井川上流ですので、非常に大きな石で、透水係数が大きく、極めて水を通しやすい特徴を持っています。もし、のり肩付近から、ボーリングを一気に河床堆積物まで進めてしまいますと、盛土の中に存在しているかもしれない「宙水」を見落としてしまう可能性があります。地下水を測るときには、例えば2m掘るごとに水位を観測し、宙水がないか確認をしていただき、宙水が確認された場合には、その深さでストレーナーを開けるのではなく、その途中にあるところを測るようにした方が良いと思います。これはコメントでございます。

増澤部会長：安田委員の注意事項について、JRさんは、どのように対応していただけるでしょうか。

JR東海：担当課長の太田垣でございます。地下水位の観測井戸につきましては、資料3ページ平面図に黄色い四角で示しておりますとおり、既に既存の観測井戸を2箇所設置し観測を行っております。一番下の地下水が出てくるところは、大井川の水面と同じところに今地下水位があるので、そこまで貫通させて、その水を観測しています。一方、安田先生がおっしゃっているのは、この途中の段階に宙水が存在しているのではないかとということで、それを調べるためには、1日1mずつ削孔しながら地下水位を把握して、また進めるというようなやり方をしている例があるとのことですので。できるかどうか、ご意見も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

安田委員：盛土規制法の中にも、そういった注意事項を記載していますので、それを見ていただいて、検討していただきたいと思っております。

増澤部会長：今後、この件に関して、安田先生と密接に連携を取りながら対応していただけると理解してよろしいでしょうか。

JR東海：はい。安田先生のご意見も踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

増澤部会長：ほかにいかがでしょうか。大東委員、どうぞ。

大東委員：資料5ページのパラメータ同定について、教えてください。元々、粘板岩は難透水性の透水係数を想定されていたと思います。固定水頭を山側で低く設定したことが良いかどうかは置いておいて、設定水位に合わせるために、透水係数を大きくされたと説明がありました。

私は、こうしたシミュレーションを行う際に、元々の地盤の物性値を、数値解析の結果を

合わせるために変えるということは、シミュレーションの信頼性を低下させると考えます。山側の水位を固定した上で、粘板岩の透水係数を $7.0 \times 10^{-3} \text{m/sec}$ に変更して埋土内の水位を合わせるというやり方は、私は好ましくありません。断面図を見ると、粘板岩と崖錐堆積物・玉石混じり砂礫との境界部分を通して、地下水が流れているように見えます。固定水頭を山側に設定されていますが、発生土を置く前の現地盤の段階において、湧水点や湿地帯などの地下水位と現地表面との交点があれば、そこを固定水位にするべきです。

当然、山側の水位もシミュレーションに入れなければいけません、本来の透水係数とは違うものを入力して、「これによって合っています」と言うのは好ましくありません。シミュレーションには色々なやり方がありますが、今回は、地盤改良を実施することによって「地下水の流れが阻害されるだろう」ということを示していただきました。

もう1つ懸念されるのは、先ほどご説明のありましたシルト層が埋まっているということです。シルト層の上に宙水が溜まり、滑り面はそこが弱面になる可能性があります。水位が上がることで抵抗が低くなり、滑る可能性が出てきます。もう少しきめ細かい検討ができれば良いと、今回の資料を見て思いました。これは最初のシミュレーションですので、今後、実際に現地で掘削土の物性値を確認し、安定検討を再確認するということが書かれていますので、その段階でやっていただければ良いと思います。現場と異なるパラメータの値でシミュレーションを行うのは、良くないと思います。

増澤部会長：大東委員のご意見に対して、JRさんいかがでしょうか。

JR東海：ご意見ありがとうございます。まず、粘板岩の透水係数の件です。これはモデルを組む時に、どうしても粘板岩のところまでモデルが入ってしまいますが、実際に解析で一番見たいところは、既設盛土の地盤改良をしている杭のところがどうなるのか調べたいというものです。その辺りが盛土規制法上の想定地下水位が $1/3$ のラインに来ているので、それを再現するために、それ以外のところを調整させていただいたということです。確かに粘板岩の透水係数は違いますが、地盤改良しているところでは傾向は掴めるのではないかとということで解析しております。

大東委員：粘板岩の地層もかなり広くモデル化されていますね。粘板岩全体の透水性が大きくなってしまうと、盛土の下を流れていく地下水がかなり多くなり、この地下水位が出てるように見えてしまうので、その部分が気になりました。

増澤部会長：安田先生、お願いします。

安田委員：国交省の方で、盛土規制法の技術的な基準を作る時の委員でしたので、その関係で少し説明させていただきます。盛土をした後に、50年・100年経つと、盛土内の地下水位

が変わって、特に水位が上がってくることがよくあるという懸念があり、検討委員会でも検討されました。色々な盛土があるわけですが、宅地等に使われている盛土で地下水位を測ってみると、やはり長年経つと水位が上がってきているという事例が多いです。その理由としては、盛土内の排水設備などが老朽化して、排水機能がなくなってくることが多いだろうということです。新設の盛土で排水機能をきっちりと作ったとしても、50年・100年経つと水位が上がってくるのではないかという発想で検討した結果、過去の例でいくと、地下水位は盛土の高さの $1/3$ ぐらいのところまで上がっているということがあり、盛土を作る時にそのように地下水位を上げて検討するという事になっています。そういうことで、JRさんも地下水位を上げて、滑りに対する安定解析をやられています。

それに対して、今度は盛土の中に不透水のセメントの杭を入れるので、それで水位がどれくらい上がるかということが気になったので、前回質問をさせていただいたわけです。そうすると、上がる分だけどうなるかを検討しないといけない。そうしますと、今言われたように、粘板岩の透水係数は分からないわけですから、とにかく水位を $1/3$ まで上げるということから始まらなないと地盤改良の影響というのは分かってこないということで、私は $1/3$ に上げるということから始めて解析してみてくださいということをお願いしておりました。

増澤部会長：JR東海さん、いかがでしょうか。

JR東海：安田先生のおっしゃるとおりです。今後の進め方ですが、実際に地下水位が上がるかどうかというのは、排水の条件が悪くなったら上がるのではないかということです。今のところは、地下水位は大井川の水面と同じです。今後、地下水位が上昇傾向になるかどうか確認していき、上がらなければ特に心配がいらなかなと思っています。上がってきた時には、地下水位を下げる検討をしなければいけないかなということで、ここには必要に応じて、水抜きボーリング等の対策を実施するという事で記載させていただいております。

安田委員：もう一つ、地下水位面が大井川まで下がっている、大井川の水面と一緒にだというあたりは、やはり慎重に検討していただきたいのが、先ほどの宙水の話でございます。通常、ボーリングで一気に下の深いところまでストレーナーを入れるので、宙水は普通は測れません。それに対して、宙水がある可能性があるので、盛土規制法の中でも注意するようになっていると思います。

増澤部会長：よろしいでしょうか。市長どうぞ。

事務局（難波市長）：盛土規制法の法律ではなく、実行について所管している市として申し上げます。大東委員のおっしゃったことは私も賛成で、特にパラメータの変更を、 $1.0 \times 10^{-10} \text{m/sec}$ から $7.0 \times 10^{-3} \text{m/sec}$ に変更するなんていうことは、シミュレーションとしてやっ

てはいけないレベルのことをやっている、私は思います。ただ、安田先生がおっしゃったように、色々な懸念があるということはそのとおりだと思います。仮にこういう計算をしてみると何が起きるのだろうかということでやってみたら、やはり柱状改良をやったら水位が上がりますよね、という注意喚起だと思います。ただ、今の状況で、上にどのような発生土が来るか分からない段階で、あまり細かい検討をしても生産的ではありません。実際の発生土が出てくれば、物性値が分かりますから、その時に改めてしっかりとしたシミュレーションをやっていくというのが大事なかなと思います。その際には、地盤条件も調べた上で、より細かい現実的なシミュレーションをやってみるということが大事ではないかなと思います。ですから、こういうことが起きるということ、それからさらに言うと、経年劣化の問題もありますので、今の時点でこうなっているから大丈夫だということではなくて、改めてもう1回チェックの機会があります。現時点では、このような検討をしているということではないかなと思います。非常に参考になる検討ではあると思いますが、シミュレーション結果をそのまま鵜呑みにするような話ではないと思いますので、あくまで警告だと思っております。

増澤部会長：分かりました。今、市長にこの議論のまとめをしていただきましたが、やはり発生土が実際に出てきた時、その時にもう一度今日のような議論をさらに深めていくということにしたいと思いますが、J Rさんいかがでしょうか。

J R東海：市とよく調整して進めてまいりたいと思います。

増澤部会長：はい。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。(4)『高速長尺先進ボーリングの進捗状況について』、J R東海から説明をお願いします。

J R東海：J R東海の中島でございます。資料5と書かれた3枚綴りのA4横の資料をご確認ください。まず、高速長尺先進ボーリングの状況の前に、目的です。ボーリングについては、地質や地下水の状況を事前に把握するために行うものです。南アルプストンネルは、最大で地下1,400mに位置し、地上から計画位置を調査することが困難であることから、先進坑内から水平方向に、高速長尺先進ボーリングで調査を行うというものでございます。調査により得られたデータを基にしまして、計画する本坑の横に、一定の離隔を確保して、小さな断面の先進坑を掘削して地質や湧水の詳細を把握します。下の図をご参照いただき、ご確認ください。先進坑の掘削により得られたデータを基にしまして、リニアが通る本坑の施工計画を策定して掘削するという流れです。なお、調査ボーリングにより判明した湧水量の多い箇所、それから地質が変化する箇所などでは、必要に応じてコアボーリングにより岩石の試料を採取して、その結果を踏まえ、より慎重にトンネルを掘削してまいります。

2 ページです。高速長尺先進ボーリングの計画ですが、まず上の平面図をご参照ください。一番右側に青色で引いた線がございますが、これは令和5年2月に開始し、県境から山梨県側459mまで削孔、実績延長としては356m削孔したボーリングです。次に、その少し左側に同じく青色の線で引いた線がございますが、こちらは令和6年5月に再開し、県境から静岡県側に10mの地点まで削孔、実績の延長として511m削孔したボーリングです。その間の位置に緑で示した線がございますが、こちらが先進坑で、現在までに県境から山梨県側61mまで掘削し、今年の4月に停止しています。今回、現在実施中の高速長尺先進ボーリングの計画線形は、赤色の点線で示すもので、下の断面図とともにご覧いただければと思います。県境より静岡県側の未調査の区間約300mやその先の県境付近の断層帯の状況を確認したいと考えています。

3 ページです。ボーリングの実施状況ですが、まず今年の7月15日に、南アルプストンネル山梨工区において、山梨県内の県境から75mの地点より静岡県側に向けてボーリングを再開しました。その後、8月21日に県境を超え、先週末時点では、県境より静岡県側に51mの地点まで削孔しております。湧水量ですが、10mあたりの湧水増加量は最大でも毎秒0.00002 m³/秒で、設定している管理値10mあたり0.05 m³/秒と比較しても非常に少ない状況です。これまで、静岡県の地質構造・水資源部会専門部会における対話を続けてまいりました。こちらで設定した先ほどの管理値、それから管理フローというものがございますが、こちらに基づいて引き続き慎重にボーリング調査を実施していきます。ボーリングの状況につきましては、毎日、静岡市等に報告するとともに、弊社のホームページに掲載しています。簡単ではございますが、説明は以上です。

増澤部会長：はい、ありがとうございます。ご説明について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。まず私から質問です。ボーリングが県境を超えたということなんですが、これはまだ次の予想されている断層の近くまで行ったということで、断層までは行っていませんか。

J R 東海：はい。2 ページ目の県境付近断層帯というところと照らし合わせると、まだだいぶ手前かなということになります。

増澤部会長：はい。ご意見いかがでしょうか。安田先生お願いします。

安田委員：2 ページ目で、既に山梨県側で断層帯を通過しているわけですね。その時に、湧水量はどれくらいだったのでしょうか。相当増えたのでしょうか。

J R 東海：ありがとうございます。この断面図でいくつか断層に名前をつけて記載しておりますが、ここを通過した時に特段、湧水量が顕著に上がったというところはございませんで

した。地質が脆い箇所がありながらも、湧水について何か大きな変化があったというものではありませんでした。

安田委員：山梨県側の方から斜めに入ってくる断層帯と、県境付近の断層帯（想定）というのは、断層帯自身の性質というのは同じようなものと考えておられますか。

J R東海：まさにそこを今後調べていきたいというところです。未調査区間の 300m のみならず、その先まで掘り進めて、その地山状況、湧水状況を調べるというのが目的の一つでもございますので、そこは今後確認してまいりたいと思っております。

増澤部会長：はい。確かに静岡県側の断層帯は、今までのものとは違った、もっと別の何かがあるという予想を当時していたと思います。山梨県側の断層帯を通った時に、私たちもすごく注目していましたが、ほとんど水は出なかったんですね。だからひょっとしたら断層ではなかったかもしれません。出てきたものを見たら断層であることは確かです。今回、静岡県側はそれとはまったく別なものの可能性が高いと私は理解していましたが、よろしいでしょうか。

J R東海：そうですね。可能性としてはあると思います。今のところ、山梨県側の県境と変わらないような地山が続いておりますし、湧水も少ない傾向できていますので、その可能性として、どこで変化が現れるかを注視していきたいと思います。

増澤部会長：はい。市長どうぞ。

事務局（難波市長）：J Rはきちんと説明された方がいいと思いますけれども、水が出る時に何が問題かという、この図は断面になっていますが、断面で水が出てくるわけではなくて、断層が長く南北に繋がっている場合に、その部分に当たると、随分遠くの水まで引っ張ってきてしまうわけですね。ですから、出る量が全く違うわけで、その断層の性質によって出る量は違うので、それを同じような説明をするのは、少しよろしくないと思います。そこはしっかり理解していただいた方が良くと思います。

増澤部会長：多分理解されていると思いますが、いかがでしょうか。

J R東海：承知いたしました。まだボーリングを開始して序盤のところですので、今後しっかりデータを確認しながら変化を検証して、次回以降の部会で、今いただいたご意見の観点を踏まえて、状況をご説明したいと思っております。

増澤部会長：お願いします。大東委員、お願いします。

大東委員：今の断面図のことですが、平成 23 年に行われた地表からのボーリングがありますね。国交省の委員会の時に詳細に見せていただいたのですが、この想定されている断層帯に到達した時に水が出て、この時の口元（地表面）で湧き出してくる水が、2,600L/分あったというのが記録に残っていたと思います。この口元というのは地表面ですから、ここまで吹き出すほどの水圧をここで測ったという記録だったと私は理解しています。平成 23 年の調査結果では、この県境の断層は、かなりの水圧を持った地下水が存在しているのではないかというものでした。今回の山梨側からの高速長尺先進ボーリング調査は、本当にそれだけの水圧を持った地下水が出てくるのかを確認するための調査だと思います。高速長尺先進ボーリングの坑口でこれだけの水が吹き出してくるような水圧が確認できたら、かなりの難工事になる可能性があるので、その時はまた対策を考えていかなければいけないと思っています。山梨側ではほとんど水が出なかったということは、私も聞きました。断層破碎帯が地圧で潰されて、ほとんど水が通らない透水性の低い状況だったのだと思います。こちらの静岡側の断層は幅も広いですし、平面的に水を集めてくる可能性がありますので、ぜひ非常に慎重にやっていただきたいと思います。

増澤部会長：ただいまの大東先生のご意見で、やはり慎重にやらなければいけないような状況だと想像できますが、いかがでしょうか。

J R 東海：はい。平成 23 年のボーリングの状況はおっしゃるとおりです。慎重にということで現在やっておりますが、改めて、いただいたご意見を現場とも共有し、より一層慎重に進めてまいりたいと思っています。

増澤部会長：はい、よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。事務局よろしいですか。

事務局：はい。

増澤部会長：それでは、次第 4. 報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局（織部環境政策監）：報告事項が 2 点ございます。まず、「南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会」でございます。資料 6 をご覧いただきたいと思います。南アルプスは様々な課題を抱えているところですが、南アルプスのネイチャーポジティブ（自然再興）に貢献する取り組みを、社会の協働で着実かつ継続的に実施する体制を構築するため、ネイチャーポジティブ実行委員会を設けることといたしました。この実行委員会ですが、組織体制

は、静岡市が主体となって、川根本町、静岡県、ＪＲ東海、土地所有者である十山株式会社、事務局を一般財団法人南アルプスみらい財団に担っていただきたいと思います。実施する事業は、大きく４つあります。１つは、希少種を含む高山植物をシカの食害から保全するために、防鹿柵の設置範囲の拡大を行う高山植物の保全。２つ目に、ヤマトイワナは交雑が進んでいる状況ですので、生息数・生息地の減少している現状を踏まえ、生息範囲の確定と交雑防止等の保全措置を行うヤマトイワナの保全。３つ目に、ＪＲ東海の委託に基づく、ネイチャーポジティブ貢献措置の実施。４つ目に、ネイチャーポジティブについての調査研究、普及、啓発及び社会参加の拡大のための基盤整備等を行うこととしております。

財源については、市が管理する「南アルプスユネスコエコパーク保全活用基金」を財源とし、ＪＲ東海からの委託に基づく取り組みについては、ＪＲ東海が基金に拠出したものを活用して実施してまいります。

２ページです。今年度の計画です。第１回の実行委員会を先月２４日に開催したところで、具体的な事業実施につきましては、来年度からを予定しておりますので、今年度は実行計画の策定を行います。

実行計画の内容につきまして、３ページです。来年度から１０年間を計画期間とし、先ほど説明しました４つの取り組みを行うこととしております。

４ページをご覧ください。計画の策定と事業実施範囲の考え方です。大きい緑色の楕円の部分が社会全体の力で行うネイチャーポジティブの取り組みのところになり、実行計画の対象となるところです。そこから、赤色で囲ってあるところが、代償措置による回復分ですので、ここを引いたところがネットゲイン、ポジティブ分ということになります。この実行委員会においては、Ｃ２とＰ２のところで、実行委員会による防鹿柵の設置やヤマトイワナの保全措置、ＪＲ東海から委託された代償措置などを実施することになります。このネイチャーポジティブの取り組みにつきましては、本当に有効に機能しているのかどうかを、この部会にも報告し、評価していただいて、これからどうすべきかということも議論していただきたいと考えております。そのため、この計画につきましても、策定後も状況に応じて順応的に見直しを行うこととしたいと思います。ネイチャーポジティブ実行委員会についての説明は以上です。

続いて資料７をご覧ください。「ヤマトイワナの保全に関する条例の制定」でございます。

１ページです。現状、ニッコウイワナが放流されたことにより交雑が進んでおり、ヤマトイワナの生息数が減少するとともに、生息範囲も減少しているという現状がございます。こういった現状を踏まえ、ヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定めて、市だけではなく、市民及び関係者等が一体となって保全措置を推進することにより、ヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として次世代に継承することを目的としております。市の環境審議会に５月に諮問し、ご意見等をいただきました。７月７日から１ヶ月間パブリックコメントを行い、ご意見をいただきました。そして、先週８月２４日に審議会から答申をいただいたところです。条例案につきましては、１１月議会に提出して、ご議論いただきたいと思います。

ます。

2 ページです。具体的な内容です。大きなポイントとして、5 つございます。1 つ目に、社会の協働で保全し、市民共有の貴重な財産としてヤマトイワナを次世代に継承することを目的としていること。2 つ目に、市の責務として、ヤマトイワナの置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。3 つ目に、保全するために、保全区域を指定・告示することにしております。4 ページ目に、イメージ図を示しています。落差の大きい地形または構造物等の上流域の沢の上流部のところを保全する区域として告示しますので、その保全区域への立ち入りは原則できないことになります。また、保全区域内のヤマトイワナの譲渡・譲り受けも原則禁止することとします。ただし、許可を受けた場合等については、立ち入り等ができるとしています。どういった場合に許可が得られるかですが、学術研究を行う場合、その他市長が必要と認める場合に限り、保全区域内において、保全区域内外で生息または養殖されたヤマトイワナの放流や、ヤマトイワナの捕獲、殺傷を市が許可することになります。そういった許可を受けた場合については、立ち入ることができます。最後に、違反者に対しては勧告や命令を行いますが、それにも従わない場合については、違反者の事実の公表や罰則が適用される場合があるという条例になっています。詳細につきましては、3 ページ目以降に示していますので、ご確認いただければと思います。事務局からの報告事項は以上です。

増澤部会長：ただいま南アルプスネイチャーポジティブ実行委員会についてと、ヤマトイワナの保全に関する条例に関して、2 つ続けて説明をしていただきました。これに関して、どちらでも結構ですので、委員の先生方からのご質問、ご意見を伺いたいと思います。長谷川委員お願いします。

長谷川委員：保全区域を設定・公表して入らないようにするということが、高山植物でも、分布地が公表・報道等された後に盗掘が起こるということは繰り返し起こっています。保全区域であることを分かった上で入って、ヤマトイワナを釣ろうとする悪しき釣り人もいます。そういった人たちに対して、どのように監視をしていくかは、想定されているでしょうか。

事務局（南條担当課長）：ありがとうございます。監視にあたっては、やはり実効性が大事だと思っています。現段階では、監視カメラであったり、あとは見回り、それについても静岡市だけではなく、色々な方の力を借りながら、監視していきたいと考えております。

増澤部会長：長谷川先生、今の答えでよろしいでしょうか。

長谷川委員：はい。監視カメラを設置するのは良い方法だと思います。今後とも継続して検

討いただければと思います。ありがとうございます。

増澤部会長：ほかにいかがでしょうか。条例に関しては、パブリックコメントをした段階で、結構様々な意見が出てきているのでしょうか。パブリックコメントのご意見に対して、報告がございませんでしたが、わざわざパブリックコメント取ったわけですので、そこではどのような意見が出てきたかということは、報告していただいた方が良いと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局（織部環境政策監）：はい。今回 12 件パブリックコメントでご意見をいただきました。大きく分けると、協働や周知に関する意見が3件でございます。井川漁協と連携して、色々取り組みをしてほしいや、調査内容等について、地域の人に結果を周知してほしい、許可が必要となるところについても、きちんと許可証を交付して、必要なくなったら返納するといった手続きを遵守してほしい、という意見がございました。その点は地域とも連携して、そういったところの取り組みをしていきたいと思います。

もう1つは、保全区域内の立ち入り禁止に関する意見が4件ほどございました。保全区域を立ち入り禁止にするというのは理解できるが、もう少し市民の興味を削がないような形にしてほしいという意見もございました。この点は、啓発も大事であり、市の責務としても入っておりますので、そういったところで、これを機に保全しようという機運を高めていきたいと思います。沢登りをする人については立ち入りを認めてほしい、というご意見がありました。ただ、これについては、立ち入り禁止区域は、基本的には何人も立ち入りできない、ただし許可がある場合については、学術目的等ということであれば立ち入りはできます。それ以外の沢登りについては、その生息環境を荒らすことになりますので、これについては認められないと考えております。

あと、禁漁区になっている区域を保全区域に指定すれば良いというご意見がありましたが、必ずしも禁漁区と保全区域が全て一致するわけではないので、保全区域を指定する中で、禁漁区になっている区域も指定する可能性はございます。

あと、リニア工事に関する意見として、ヤマトイワナのことを考えると、リニア工事をやめさせるべきといった色々なご意見をいただきました。まずヤマトイワナの交雑が進んでいる現状を踏まえ、条例を作ったという趣旨を理解していただきたいと考えております。

増澤部会長：はい、分かりました。パブリックコメントをやっていただいて良かったなと思います。今の説明では、保全区域内は完全に、イワナを釣りに入ることができないと条例の中で定めるということでよろしいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは皆様、本日は色々と議論ありがとうございました。議事の4つに対しても、各々に対応できるような形でお答えいただき、議論を進めることができました。報告事項については、新しく条例ができますので、私たち委員も慎重にしっかり理解して進めていきたいと

思っております。

それでは、部会長不在時の職務代理者の確認を、事務局からお願いします。

事務局：次第（２）部会長の選任の中で、増澤部会長から部会長不在時の職務代理を安田委員にお願いさせていただきたいというお話がございました。安田委員、増澤部会長不在時の職務代理を、お引き受けいただけますでしょうか。

安田委員：私で役に立つかわかりませんが、お引き受けします。

増澤部会長：それではお願いいたします。それでは本日の議事は以上で終了となります。委員の皆様、全体としてご意見等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。ないようでしたら、以上で議事を終了いたしまして、進行を事務局にお返しいたします。